

和歌山県新型インフルエンザ等対策行動計画（改定案）概要

和歌山県 健康推進課

1 実施体制における主な取組

【目的と対応】

新型インフルエンザ等が発生した際は、事態を的確に把握するとともに、県民の生命及び健康を保護するために、関係機関が連携し総合的な対応を実施する

〔準備期に進める取組〕

- ・ 県、市町村及び指定地方公共機関による行動計画、業務計画等の作成及び変更
- ・ 関係機関による実践的な研修等の実施
- ・ 県、市町村、指定地方公共機関及び医療機関による人材育成の取組を推進
- ・ 国、県、市町村及び指定地方公共機関等による連携体制の構築
- ・ 事前の体制整備や人材確保の着実な準備

 **新型インフルエンザ等が発生！**

〔初動期に進める取組〕

- ・ 対策本部の設置と専門家会議からの意見聴取等を踏まえた対応方針の協議及び決定
- ・ 県及び市町村における必要な人員体制の強化準備
- ・ 県による入院勧告又は入院措置等に関する総合調整

〔対応期に進める取組〕

- ・ 専門家会議からの意見聴取等を踏まえた対応方針の協議及び決定
- ・ 県及び市町村における人員体制強化、他の都道府県への職員等の派遣及び応援要請
- ・ 県による医療機関等に対する入院勧告又は入院措置等に関する総合調整

2 情報収集・分析における主な取組

【目的と対応】

公衆衛生上のリスクの把握と評価、政策上の意思決定等を行うため、利用可能なあらゆる情報源から体系的かつ包括的に情報を収集し、その分析を実施

〔準備期に進める取組〕

県等は、医療機関や行政機関等と連携し、感染症の発生状況や疫学情報、病原体性状、医療提供体制の稼働状況等に関する情報の収集と分析を行う体制を整備

〔情報収集及び分析の対象となる情報〕

- 1 感染症の発生状況や対応状況に関する情報
- 2 感染症の特徴や病原体の性状に関する情報
- 3 疫学情報
- 4 臨床像に関する情報
- 5 医療のひっ迫状況や提供体制に関する情報

 **新型インフルエンザ等が発生！**

〔初動期に進める取組〕

県等は、準備期に整備した体制を稼働させることにより、県内の発生動向や医療提供体制の状況等に関する情報を収集、分析した上で、国が実施した包括的リスク評価の結果を踏まえ、県内の医療、検査及び保健所等における有事の体制への移行を判断するとともに、必要な準備を進める

〔対応期に進める取組〕

県等は、国のリスク評価を参考に、県内における患者の発生状況に応じて業務内容の見直しを検討するなど、柔軟かつ機動的な感染症対策への移行を進める

3 サーベイランスにおける主な取組

【目的と対応】

迅速な情報に基づく公衆衛生対策上の意思決定のため、複数のサーベイランスを実施し、体系的かつ継続的なリスク評価に繋げる

〔準備期に進める取組〕

県等は、感染症の早期探知のため、感染症サーベイランスシステムによる患者報告体制等の改善や下水サーベイランスを活用した病原体侵淫調査やゲノム解析などを実施できる体制整備を進める

〔県等が実施するサーベイランス〕

- 1 患者発生サーベイランス
- 2 クラスターサーベイランス
- 3 疑似症サーベイランス
- 4 病原体ゲノムサーベイランス
- 5 下水サーベイランス

★ 新型インフルエンザ等が発生！

〔初動期に進める取組〕

県等は、全数把握をはじめとした有事の感染症サーベイランスへ移行し、積極的疫学調査や入院サーベイランス等により収集される感染症の発生動向、特徴及び病原体情報等を迅速に把握するとともに、その解析を進める

〔対応期に進める取組〕

県等は、有事の感染症サーベイランスを継続する一方で、サーベイランス遂行を継続する労力に比して、拡大防止の効果が見合わない状況などがみられた際には、流行状況に応じたサーベイランス体制への移行を図る

4 情報提供・共有、リスクコミュニケーションにおける主な取組

【目的と対応】

新型インフルエンザ等発生時において対策を効果的に行うため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行い、県民等が適切な判断と行動ができるようにする

〔準備期に進める取組〕

- ・ 感染症に関する情報提供及び共有
- ・ 偏見及び差別等に関する啓発
- ・ 各種媒体を用いた偽情報等に関する啓発
- ・ 情報提供及び共有方法の検討

 **新型インフルエンザ等が発生！**

〔初動期および対応期に進める取組〕

- ・ 利用可能なあらゆる情報媒体を活用した情報提供及び共有
- ・ コールセンター等を活用した意見の把握など、双方向のコミュニケーションを実施
- ・ 偏見及び差別等に関する情報や偽情報等の拡散に関する調査と正しい情報の提供

(対応期以降、特措法によらない感染症対策への移行する時期)

- ・ 基本的な感染症対策への移行に不安を感じる方等に配慮した情報提供及び共有
- ・ 不安を感じる方等に配慮した双方向のコミュニケーションを実施

〔感染症に関する情報とは？〕

- 1 感染症に関する基本的な情報
- 2 感染対策に関する情報
- 3 発生状況等に関する情報
- 4 新型インフルエンザ等感染症発生時に
とるべき行動に関するもの

5 水際対策における主な取組

【目的と対応】

病原体の国内侵入を防ぐことは困難であることを前提としつつ、新型インフルエンザ等の病原体の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、国内の医療提供体制等の確保する

〔準備期に進める取組〕

- ・ 訓練や研修会、協議会等を通じた検疫所等との連携体制を構築

 **新型インフルエンザ等が発生！**

〔初動期および対応期に進める取組〕

- ・ 検疫所と連携した居宅等待機者の健康観察及び必要に応じた積極的疫学調査等のまん延防止に必要な対策を実施

(対応期以降、県の体制や地域の実情等を勘案したうえで)

- ・ 新型インフルエンザ等のまん延を防止するため必要があると認める時は、県に代わって居宅等待機者の健康観察を実施するよう国に要請する

〔水際対策に連携する主な関係機関〕

- 1 大阪検疫所（田辺港、日高港、和歌山下津港）
- 2 関西空港検疫所
- 3 名古屋検疫所（新宮港）

〔検疫所と協定を締結する医療機関〕

- 1 日本赤十字社 和歌山医療センター
- 2 有田市立病院
- 3 新宮市立医療センター

6 まん延防止における主な取組

【目的と対応】

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限に止めるとともに、県民生活や県民経済への影響を最小化することを目的に、感染拡大のスピードとピークを抑制する

〔準備期に進める取組〕

- ・ 県は、想定される対策やその意義について、周知等を行い県民等の理解促進を図る
- ・ 県は、市町村、学校、社会福祉施設等における基本的な感染対策の普及を図る
- ・ 県は、個人や事業主におけるまん延防止対策への理解促進を図る

★ 新型インフルエンザ等が発生！

〔初動期に進める取組〕

- ・ 県等は、感染症に基づき患者への迅速なまん延防止対策（入院勧告や濃厚接触者への外出自粛要請等）を実施

〔対応期に進める取組〕

- ・ 国による情報分析やリスク評価に基づき、感染症の特徴や免疫獲得状況等に応じたまん延防止対策を実施
- ・ 対象や時期に応じた県民や事業者等への要請

7 ワクチンにおける主な取組

【目的と対応】

新型インフルエンザ等の発生時に、県民の生命及び健康を保護し、県民の生活や経済に及ぼす影響を最小とすることを目的に、国、市町村及び医療機関等の関係者と連携し、以下の取組みを進める

〔準備期に進める取組〕

- ・市町村又は県は、関係者と連携し、接種が円滑に行える体制の構築に必要な検討を実施

★ 新型インフルエンザ等が発生！

〔初動期に進める取組〕

- ・市町村又は県は、接種体制の構築を行う

〔接種体制の構築に含まれる事項〕

- 1 接種会場や医療従事者等の確保
- 2 予約受付体制の構築
- 3 接種記録の管理

〔対応期に進める取組〕

- ・市町村又は県は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う
- ・市町村又は県は、感染状況を踏まえた接種会場の増設等の検討
- ・市町村又は県は、高齢者施設等の入所者等で、接種会場での接種が困難な者が接種できる体制の確保
- ・市町村又は県は、必要な情報を県民に対して提供及び共有する
- ・県は、副反応等に関する相談窓口の設置を検討する

8-1 医療における主な取組（準備期から初動期）

【目的と対応】

新型インフルエンザ等の発生時に、県民の生命及び健康を保護し、県民の生活や経済に及ぼす影響を最小とすることを目的に、適切な医療提供体制を確保する

〔準備期に進める取組〕

- ・ 基本的な医療提供体制の整備を実施
- ・ 宿泊療養施設の確保と運営準備を進める
- ・ 関係機関と連携した研修や訓練の実施
- ・ 有事の際に医療提供体制を確保できるかを、連携協議会等を通じて確認する

 **新型インフルエンザ等が発生！**

〔初動期に進める取組〕

- ・ 関係機関との新型インフルエンザ等に関する知見の速やかな共有
- ・ 医療提供体制の速やかな確保と入院調整に係る体制構築
- ・ 医療機関等情報支援システム（G-MIS）への入力要請を実施
- ・ 市町村と協力し、感染を疑う際の医療機関への受診の仕方等を県民へ周知
- ・ 有症状者等からの相談に対応する相談センターの整備を実施

〔基本的な医療提供体制に含まれる事項〕

- 1 相談センターの整備
- 2 感染症指定医療機関
- 3 協定締結医療機関
 - ・ 病床確保による入院医療の提供
 - ・ 発熱外来による診療の実施
 - ・ 後方支援として回復患者への医療提供
 - ・ 自宅療養者への医療提供

8-2 医療における主な取組（対応期）

【目的と対応】

適切な医療提供体制を確保をしつつ、患者等に必要な医療を提供していくが、一部の地域で医療のひっ迫が確認された場合など、準備期に備えた体制を超える感染拡大に対しても、機動的かつ柔軟に対応を行う

〔対応期に進める取組〕

- ・ 初動期同様に、関係機関との知見の速やかな共有を実施
- ・ 地域の状況を踏まえ、段階的に医療提供体制を拡充
- ・ 感染症指定医療機関による医療提供を要請
- ・ 協定締結医療機関による医療提供を要請
- ・ 地域の状況等に応じて、宿泊療養所の開設及び運営を開始
- ・ 入院医療、宿泊療養及び自宅療養等の振り分けを実施
- ・ 状況に応じて、臨時の医療施設の開設を検討
- ・ 患者及び回復患者について、医療機関、宿泊施設等の間での移動手段を確保
- ・ 要配慮者に対して、患者の特性に応じた医療機関の設定及び病床確保等を実施
- ・ 相談センターの機能強化
- ・ 市町村と協力し、地域の医療提供体制、相談体制及び受診方法等を県民へ周知

9 治療薬・治療法における主な取組

【目的と対応】

新型インフルエンザ等の発生時に、健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめるために、有効な治療薬の確保と治療法の確立を行う

〔準備期に進める取組〕

- ・ 県は、抗インフルエンザウイルス薬について、備蓄を行う
- ・ 県は、国が主導する研究開発の推進に協力する

★ 新型インフルエンザ等が発生！

〔初動期に進める取組〕

- ・ 県は、新型インフルエンザ発生時に感染症指定医療機関等で、治療薬及び治療法が使用できるよう迅速に情報提供及び共有を実施する
- ・ 県等は、医療機関に対し、必要に応じた抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の実施を要請

〔対応期に進める取組〕

- ・ 県は国と連携して、治療薬の確保と適切な配分を行う

10 検査における主な取組

【目的と対応】

新型インフルエンザ等の発生時に、早期発見及び治療によるまん延防止や感染症の流行実態把握等を目的として、検査体制の整備等を進める

〔準備期に進める取組〕

- ・ 県等は、地方衛生研究所等における検査体制の整備
- ・ 県等は、民間検査会社との検査措置協定の締結による検査体制の整備

★ 新型インフルエンザ等が発生！

〔初動期に進める取組〕

- ・ 県等は、地方衛生研究所等における検査実施能力の確保状況を確認し、速やかに検査体制を立ち上げる

〔検査体制の充実及び強化に含まれる事項〕

- 1 検査実施可能件数の拡充（迅速検査方法の活用）
- 2 変異株スクリーニングなど、ゲノム解析検査の導入

〔対応期に進める取組〕

- ・ 県等は、地方衛生研究所等における検査体制の充実及び強化
- ・ 検査措置協定締結機関等を中心とした検査体制への移行
- ・ 国が主導する検査診断技術の研究開発について、感染症の診療を行う医療機関を通じた臨床研究の実施に協力

11 保健における主な取組

【目的と対応】

新型インフルエンザ等発生時に、地域の実情に応じた感染症対策を実施する保健所と情報収集及び分析等における科学的かつ技術的な役割を担う地方衛生研究所の機能を果たすことができるよう効果的な対策を講じる

〔準備期に進める取組〕

- ・ 県等は、有事に備えた保健所と地方衛生研究所の体制整備を実施

 **新型インフルエンザ等が発生！**

〔初動期に進める取組〕

- ・ 県等は、応援要員の確保、本庁からの職員派遣準備、業務の一元化や委託の検討等
- ・ 県等は、保健所および地方衛生研究所において、健康危機対処計画に基づく有事体制への移行を準備

〔対応期に進める取組〕

- ・ 保健所及び地方衛生研究所の有事体制の確立
- ・ 保健所への本庁職員派遣、IHEAT要員への応援要請や協定に基づく派遣職員の確保
- ・ 業務の一元化や委託等による業務効率化の推進
- ・ 国の方針を踏まえた保健所の人員体制の見直しや地方衛生研究所の検査体制等の見直し、積極的疫学調査の対象範囲や調査項目の見直し等を実施

〔有事に備えた体制整備に含まれる事項〕

- 1 応援要員の確保
(IHEAT要員、応援派遣等による人員等)
- 2 健康危機対処計画の作成
- 3 研修及び訓練等の実施

12 物資における主な取組

【目的と対応】

新型インフルエンザ等が発生した際に、医療や検査等を円滑に実施し、県民の生命や健康を保護することを目的に、必要な感染症対策物資等の確保を実施

〔準備期に進める取組〕

- ・ 県、市町村、指定地方公共機関は、感染症対策物資等を備蓄
- ・ 県は、医療機関等における感染症対策物資等の備蓄を推進

 **新型インフルエンザ等が発生！**

〔初動期に進める取組〕

- ・ 協定締結医療機関に対して、感染症対策物資等の備蓄及び配置状況の確認を要請
- ・ 協定締結医療機関等において、個人防護具が不足するおそれがある場合は、協定締結医療機関の備蓄状況等を踏まえて、県備蓄の配布を検討

〔対応期に進める取組〕

- ・ G-MISを用いて、医療機関における感染症対策物資等の備蓄及び配置状況を確認
 - ・ 医療機関等において、個人防護具が不足するおそれがある場合は、協定締結医療機関の備蓄状況等を踏まえて、県備蓄の配布を実施
- また、県は、必要な物資及び資材が不足するときは、国に必要な対応を要請する

13 県民生活及び県民経済の安定の確保における主な取組

【目的と対応】

新型インフルエンザ等が発生した際に、県民生活及び県民経済の安定を確保することを目的に、社会全体で感染症対策に取り組む

〔準備期に進める取組〕

- ・ 県及び市町村は、対策の実施に当たり、関係機関及び内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備
- ・ 指定地方公共機関における業務計画の作成等、業務継続に向けた準備を実施
- ・ 県及び市町村による県民や事業者に対する生活必需品等の備蓄を勧奨
- ・ 県は市町村と連携し、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備

 **新型インフルエンザ等が発生！**

〔初動期に進める取組〕

- ・ 指定地方公共機関は、業務計画に基づき事業継続に向けた準備を行う

〔対応期に進める取組〕

- ・ 県及び市町村は、新型インフルエンザ等及びまん延防止措置による心身への影響を考慮し、必要な施策を講ずる
- ・ 県及び市町村は、新型インフルエンザ等対策として、必要に応じ、教育や学びの継続に関する取組の支援を行う
- ・ 県は、墓地、火葬場等に関連する情報の収集と遺体搬送の手配等を実施